

政令番号306 ニアクリル酸ヘキサメチレン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農業	農業用以外 殺虫剤	その他	合計
1	北海道	1.4E-1							0.1
2	青森県	3.7E-2							0.0
3	岩手県	3.7E-2							0.0
4	宮城県	6.8E-2							0.1
5	秋田県	3.2E-2							0.0
6	山形県	4.7E-2							0.0
7	福島県	6.7E-2							0.1
8	茨城県	1.0E-1						1.4E+2	142.9
9	栃木県	9.2E-2							0.1
10	群馬県	1.2E-1							0.1
11	埼玉県	3.3E-1							0.3
12	千葉県	1.2E-1							0.1
13	東京都	7.7E-1							0.8
14	神奈川県	2.1E-1							0.2
15	新潟県	1.0E-1							0.1
16	富山県	4.8E-2							0.0
17	石川県	5.8E-2							0.1
18	福井県	4.3E-2							0.0
19	山梨県	4.4E-2							0.0
20	長野県	1.1E-1							0.1
21	岐阜県	1.2E-1							0.1
22	静岡県	2.2E-1							0.2
23	愛知県	4.1E-1							0.4
24	三重県	7.7E-2							0.1
25	滋賀県	4.1E-2							0.0
26	京都府	1.2E-1							0.1
27	大阪府	5.0E-1							0.5
28	兵庫県	1.7E-1							0.2
29	奈良県	3.6E-2							0.0
30	和歌山県	3.6E-2							0.0
31	鳥取県	1.4E-2							0.0
32	島根県	2.0E-2							0.0
33	岡山県	7.2E-2							0.1
34	広島県	1.2E-1							0.1
35	山口県	3.6E-2							0.0
36	徳島県	2.5E-2							0.0
37	香川県	4.1E-2							0.0
38	愛媛県	5.4E-2							0.1
39	高知県	2.4E-2							0.0
40	福岡県	1.5E-1							0.1
41	佐賀県	2.5E-2							0.0
42	長崎県	4.4E-2							0.0
43	熊本県	5.0E-2							0.0
44	大分県	3.7E-2							0.0
45	宮崎県	3.4E-2							0.0
46	鹿児島県	4.5E-2							0.0
47	沖縄県	3.7E-2							0.0
	全国	5.1E+0						1.4E+2	147.9